

令和3年12月13日

鈴木委員

私からは最初に神奈川県障がい福祉計画について何点かお聞きしましょう。ほかの委員会でも話しているから、重複するところもあるかもしれないけど、私の視点からちょっと何点かお聞きしたい。

まず、12ページにある施設入所者の障害支援区分だけど、1から6までである。簡単に1から6、どのような状況なのか、どういう人間なのか教えてください。全部じゃなくてもいいよ。半分ぐらいでもいいよ。1、2、3でもいい。

利用者支援担当課長兼障害福祉担当課長

御覧いただいているのは12ページ、13ページ、特に13ページの上のほうに施設入所者の障害支援区分というものがあります。施設に入所されている方の障害支援区分というのを、支給決定する前に障害支援区分を出す形になりますので、その区分別に何人いらっしゃるか、構成比何人かとかという形でここは書かれています。

上から区分1から区分6までありますけれども、区分6のほうが重い形になります、障害の程度としては。ですので、施設入所者の障害支援区分としては、ここに計88.7%とありますけど、施設に入所されている方は重い方、区分5、6の方が多い、そういう形の表になってございます。

鈴木委員

今、あなたでもさっさと答えられないだろう。1から6まで、こんなの県民が分かるわけないよ。あなた方は計画をつくっているんだよ、こうやって。中がああだこうだと書いてあって、13ページになると、ちょうど施設入所者の障害支援区分、こんなの分かるわけないじゃない、我々議員だって。分かる方もいらっしゃるかもしれない。私は少なくとも分からない。

そもそもあなた方のこういうつくり方一つ一つ見てみても、県民の方々といろんな意識を共有しなきゃならない。障害というものに対して、どんなに憲章をつくったとしても、こういうささいなところにあなた方の本当の意味での県民に分かせよう、分かっていたらこうという私は努力がないと思うんだ、一つは。

その中で今、逆に13ページ、この中にあなた方が丸の下から2つ目のところにグループホーム等においては結局、強度障害等々のある方々に対応できる職員が不足していると。どうするんだというのがここに本来書かれていなきゃならない問題だろう。ところが、そんなのどこにも書いてない。

それで、もっと私、すごいと思ったのは、一番巻末のところに、前回のこれから見ると随分簡略して書いているようだけど、ほぼ全部が見込数なんだよ。見込数じゃないだろう。見込みに対してどうするのかという体制をあなた方が書くのが本来の計画書なのじゃないのか。

これが常任委員会でないから、これ以上私は言わないけれど、こういうつくり方一つ一つが、申し訳ないですけど、中を見ても、要するに一つ一つがばらばらで、例えばもう一つあれだと、今度の地域生活への移行がありますよね。

その中に例えば知的、また身体とか、分かれた形での目標はどうして設定しないのか。それがなかったならば、ここでいろんな論議をどンドンしたって、あなた方が目指すものはないんだよ。

だから、さっきから聞いていると、失礼ですが、決意みたいなものを一生懸命聞かされたって、どうするんだよって私は逆に聞きたいよ。常任委員じゃないからこれ以上詰めないけど、もう一度私はどういう意見が出たのか知らないけれど、私はこの福祉計画の改定素案って、素案なんだから、抜本的に何をターゲットにして、そして今どこの状況にいて、どうしたいのか、きちっと起承転結でもって書いてもらいたいと思いますけど、どうですか。

利用者支援担当課長兼障害福祉担当課長

今回の障がい福祉計画の改定素案について御意見を頂きました。確かに分かりづらい側面はあると思いますし、それからサービスの見込量というものを、令和5年度に向けて各市町村から出していただいて、それを集めて、県の計画というふうにしておりますので、そういう点ではそこにどうやって見込量に向けてどういう取組をやっていくか、そういったところは書いていかないと、この計画ではいけないと思っております。

前半の部分で計画の目標値を出しておりますけれども、その中ではその目標を達成するための取組、どういったことをやっていくかというのはそれぞれ書いているところもありますので、申し訳ありません、記載が足りない部分があるかとは思いますが、そういったつくりの計画になってございます。

参事監兼福祉部長

今の課長答弁に1点補足させていただきます。障害区分が分からないという御指摘を頂きました。そのほかにもいろいろ専門的な言葉がたくさん入っていますので、成案とするまでに、そういう言葉の解説みたいなのところも充実させていきたいと考えています。

鈴木委員

部長、ついでに私からお願いしておきたいことは、特に就労等々に知的の方々、そして先ほどからもう一度地域に戻すというお話も出ていた。そういうことに対してのきちんとした県としての目標を持つ。それはどういうふうにしてやろうかというようなことは、ここに書かれなければ、みんな絵に描いた餅ですよ。5年たったって、なかなか変わらない。今日いろんな御指摘があった。私はそこに計画一つについても、なぜあなた方がこうやってただ文章で書くんだらうと思う。数字を出せよと、ここでもってどれをやるのか、いつまでにこうするのかっていう。それがあなた方の具体的にやるためにはどうしたらいいのかというきちんとしたものになると思うよ。ひとつそのところもう一度お願い申し上げたいと思います。

その中で委員長並びに副委員長には感謝申し上げなければいけない。私も中井やまゆり園に行かせていただきました。その中で一つ全然違う角度からちょっと質問させていただきたいと思ったのは、今はあくまでも入所者の方々の立場、ところが県の職員の立場からすると、私はあの中である意味でお昼時間も近くて、壁を蹴っついていらっしゃる入所者の方がいらした。また、別の棟に行ったときには、蛍光灯やいろんなことに触れていらっしゃる方等々もいて、結構

穴が開いているところを埋めていますというような話もあった。

現実に入所者の方々をまた支援して下さる方々の私ちょっと心配したのは、公務災害といったらいいのか、公務で例えば負傷される方というのはどれくらいいらっしゃるものなんですか。

県立障害者施設指導担当課長

直近の令和2年度の数字になりますが、職員が利用者支援においてけがをした件数は8件となっており、いずれも公務災害として認めております。

鈴木委員

今8件と言われた、平たく言ってしまったらば、月に一遍とは言わないけれど、それぐらいの頻度で起こっていらっしゃると。

私はこの中でもって、一つ私お願いがあるのですが、例えば職員の方とか、じかにお話しすることはできませんでした。多分聞いたとしても、そのことはお話しされないと思う。現実には万々が一、例えば打撲を受けるとかということや何かあったときのやっぱり精神的ストレスというのは必然的に、人間ですから、お互いに、そういうものというのは相手方に当然反映されていきます。そういう中での支援される方々の要するに安心してという言い方は私できないと思いますが、少しでもそういう方々の万が一の公務でのいろんな負傷等々というようなことを、要するに防ぐための手立てというのは、県として一緒に考えてさしあげていることはあるのか。

県立障害者施設指導担当課長

まず、これは先ほど来の答弁と重なるところがありますが、利用者の方の行動障害というものは、本人が周囲の環境に影響を受けて発現するものであるもので、現場では、職員はそういった行動を本人に起因するものとはせず、むしろなぜそういった行為をするのか、そういった行為をしないためにはどのような支援や環境整備が必要かという視点で日々頑張ってくれています。

ただ、こういった行動障害の方の支援に当たりましては、例えば職員が身を守る、もしくは例えば恐怖感、緊張感、こういったものを多少和らげるためというときに、例えば目をつついて、利用者さんは本人は悪気はないと思いますけれども、何か目を突いてくるようなところが頻繁に見られるようであれば、例えばゴーグルを付けてみるとか、そういったようなことをすることで、委員おっしゃられたとおり職員が緊張してしまえば、利用者も緊張しますので、そういったところで支援現場でそういったもので工夫していることがあります。

さらに、こうしたゴーグルみたいなものだけでなく、利用者さんの方がパニックや不安になったときに、利用者の方に痛みを与えないように、また職員もけがをしないような技術として、セラピューティックホールディングという安全なホールド技法というものがございますので、そういったものを研修の中で学ぶことによって、職員も利用者も安心して支援ができるような工夫というものも検討しております。今年度も年度初めに、園でこうした研修は実施しております。

鈴木委員

御苦労さまです。私はもう1点お聞きしたかったのは、今そういうような研修もしていると。ところが、逆にある意味ではベテランの方の中には、当然べ

テランで、その方がやればほぼ全部収まるという方も当然ベテランでいらっしゃるはずですね。こういう方々のある意味で位置づけ、それとそういう方々のある意味で伝授、技術という言い方をしたら失礼になるかもしれないけど、そういうのをある意味でそういう伝授というようなものはどう図られているのか。

県立障害者施設指導担当課長

福祉の現場ですので、座学とか、そういった研修よりも、いわゆるOJTといますか、職場の中でまさにベテランの職員が経験年数の浅い職員に対して、こういう関わり方であれば、お互い安心して支援が関わるとか、自分はこうした工夫をしているというところは、日々の現場の中でそういった技術伝承といますか、研修というものはされていると理解しております。

鈴木委員

私は、指導するお立場だったら、そういうようなものをしっかり一つまとめてあげて、少しでも県からあなた方の、要するに県庁の中にいる方々から発信しなければ、何のためにあなた方はいるんだか分からないじゃない。

私は、その中でちょっと特別委員会だから、おもしろい話も一つしておかなきゃいけないと思って、実は12月9日の読売新聞におもしろい記事が載っていて、仮想高齢者が練習相手という記事なんです。これ何なのかというと、認知症の方をすごくある意味でその方の行動とか、心理状況が和らぐという中に、フランス発祥の介護技術で、ユマニチュードというのがあるんだそうです。ある意味ではしっかりとゴーグルをかけて、AIの世界で、そこでもって実際にどこまで近づくと認知症の方々がすごく恐怖に思うのかというようなことが全部見て分かる。

私はここでちょっと一つ聞きたいんですけど、あなた方は県立だとおっしゃる。でも、先ほどは民間の優れたところが出てらした。公立でなきゃならない理由は何ですか。要するに県が公立として持たなきゃならない、要するに施設の目的は何か。

県立障害者施設指導担当課長

例えば民間の施設ではなかなかチャレンジしにくいような部分を、県のほうが先駆的にチャレンジしていくというのも大きな役割なのではないかと思えます。

鈴木委員

指導課長さんがそんなこと言ってちゃ駄目だよ。何を私が言いたいのかというと、今のこのAIの時代なんかもひっくるめて、黒岩知事が大好きな未病とかやっているじゃない、ヘルスケアだとか。こういう世界にこそ、逆にあなた方がユマニチュードみたいなものをどこよりも早くやって、全国の中でこういう一つの障害者施設の中でこういう成果を得たんだというようなことは、あなた方は本来なら発表していかなきゃならない立場なのに、結局、民間と公立の区別は何ですかと言って、あまり分からないようなこういう答弁をやっているのはあなた方の今の姿なんだよ。民間のものは民間でやらせる。だけど、具体的に県としてはこういう高度な技術を用いた例えば強度障害の方々に対する対応をしている。

もっと私言わせてもらおうと、そもそもこの中に何も出てこない中にびっくりしたのは、意思支援決定コーディネーターなんていう言葉は一つも出てこない。だって、さっきから当事者目線だ、課長もいるんだろう、そこに。何で出てこないのか。意思支援決定コーディネーターなんていう数をもっともっと増やしていかなければならない。その要するに県の責任です、ぐらいなことをあなた方が言わなかったら、全然これから進まないと思うよ。

利用者支援担当課長兼障害福祉担当課長

計画の観点でお答えしますが、意思決定支援の関係は、取組をより強化していかなければいけないと思っておりますので、そこについてはより取組を進めていく、そういうふうを考えてございます。

鈴木委員

課長、そんなぶつ切りの答弁しなくても私はいいんだけど、例えばこの中に出てきている例えばピアサポーターやピアカウンセリングとかいうようなものを全県に広めていく。その中でもって地域移行というのを持っていかなかったら、片やここだけどんな話をしたって、県民がどのように受けるのかという、そういう神奈川にしなければならないというのがかながわ憲章なんでしょう。そうであるならば、双方きちんとした形でもって両輪でどういう絵になるのかというのを出しなさいと言うんだよ、私から言わせれば。何も出てこないで、こんなただ文章だけばかり書いているから、私なんか聞いていても、また皆さん方がお立場でやって、今の課長さんだって、部長さんたちだって、あと1年か2年そこにいらっしゃるかどうかわからないけれども、そうなっていくと、また違うような観点から同じことをやって既に5年でしょう。

私は、もう一度神奈川県が、公立として何をすべきなのか、そして県立として何を指すものなのか、そしていつまでに何をというようにことを明確にするような、例えばこんな障害者計画でなくてもいいけど、当事者目線なら当事者目線の例えば計画書でもいいけど、きちんとしたプロジェクトを出していただかないと、とてもじゃないけど、ここでもって何時間論議したって、私は変わらないと思うよ、どうですか。

参事監兼福祉部長

先ほどの先行会派の答弁でも申し上げたところと一部重なるかもしれませんがけれども、平成26年度の委員会では、県立、特に中井やまゆり園は直営でやっていく、その理由としては、強度行動障害の支援の中核ということでやって、そういう整理が当時なされており、本日までそういう形で来ております。

ただ、今、当事者目線の将来展望検討委員会でまた改めて県立施設の在り方、役割について検討しようとするようになっておりますので、そこは踏まえた上で今後の方向性は考えてまいります、日々の支援に当たって、そういう先駆性、何を発揮していくということは必要だと思いますので、委員御指摘の部分については、我々も心に留めてやっていきたいと思っております。

また、計画についても理念倒れにならないようにという御指摘も頂きましたので、そういう方向性に向かって具体的に何をやっていけばいいのかということ、これまでもある程度書いているつもりではございますけれども、改めてさらに具体的な取組について書けるところは書いていきたいと考えておりま

す。

鈴木委員

部長の答弁頂いて、私も終わりますけど、やっぱり見ていて堅実だなというふうに言われた、例えば強度障害の方々の拠点だということ、私も知っています。だけど、障害全般の中で一つ一つが今この問題は大変な問題になっているわけですよ。私は、おつらい立場は分かりますよ。だって、社会自体がまだまだそういうところに醸成されていない。だから、神奈川がそれを県民の方々等々に逆に訴えて、全国に負けないものにするというのが5年前の誓いだったんじゃないんですか。それをより具体的なものとして、一刻も早くある意味で県民の方々と共有できる、また共生社会と言われるものの一端でもいいですから、示していただくことをお願いしまして、質問を終わります。